

所得税の申告はスマートフォンで!

進化するスマート申告



スマートフォンで確定申告書を作成し、e-Tax で送信すれば、
税務署に出向くことなく、自宅等で申告手続きが完了します。

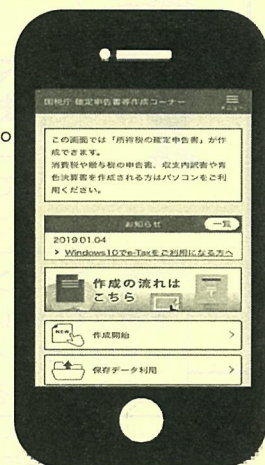
スマホで見やすい専用画面

スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がりました。

項目	令和元年年分
収入	給与所得（年末調整未済や2か所以上にも対応）、 公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除、災害減免額
その他	予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、 財産債務調書（案内のみ）



申告書の作成
はこちらから!



※ 「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお
持ちの方は、e-Tax で送信できます。

また、マイナンバーカード等をお持ちでない方も、「ID・パスワード」があ
れば、e-Tax で送信できます。詳しくは税務署へお問い合わせください。

開発中の画面ですので、
実際の画面と異なる場合があります。

確定申告会場①の開設は 2月17日(月)から

※ 確定申告会場の開設直後は大変混み合います。

なお、2/16 以前でも、郵送による提出・窓口への提出は受け付けております。

税務署からのお知らせ

申告会場：玉島税務署

倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番50号

受付時間：午前8時30分～午後4時まで

(混雑状況によって午後4時以前に相談受付を終了する場合があります。)

相談時間：午前9時00分～午後5時まで



国税局 税務署

確定申告

検索



ご自宅のパソコン・スマホからe-Tax!

1

税務署での申告は、3時間くらい待ったなあ
また、税務署に行くのが大変だなあ

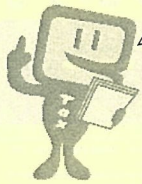


申告会場開設日：令和2年2月17日（月）

2月16日（日）以前は、確定申告の相談のためのスペースは設けておりません。

※2/16以前でも、作成済みの申告書の提出はできます。

2



マイナンバーカードをお持ちの方は、自宅のパソコンやスマホからe-Taxで申告できるよ!!



でも、マイナンバーカードを持っていないし、ICカードリーダライタを買うにもお金がかかるし・・・



その1

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ

- ①マイナンバーカード
- ②ICカードリーダライタ または
マイナンバーカード対応のスマートフォン

★マイナンバーカード対応のスマートフォンの一覧はこちらから ⇒
(スマートフォンでのマイナンバーカード方式は、令和2年1月31日から利用可能)



3

そういう方でも大丈夫!
税務署でIDとパスワードを受け取れば、自宅のパソコンやスマホから申告できるよ



※ ID・パスワード方式は、マイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。

その2

ID・パスワード方式

税務署で発行するIDとパスワードを使って、e-Taxで申告ができます。

発行希望の方は、申告されるご本人が、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証など）をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

e-Tax Q&A

Q1. IDとパスワードの発行に必要な「顔写真付きの本人確認書類」とはどのようなものですか？

A1. 運転免許証のほか、パスポートや社員証、身体障害者手帳などが該当します。

Q2. 去年、受け取ったIDとパスワードを使って、e-Taxでの申告はできますか？

A2. はい、できます。

IDとパスワードを受け取られた方には、こちらの「ID・PW」と記載された書類をお渡ししていますので、ご確認ください。

なお、申告会場でIDとパスワードを受け取られた方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。



重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 **ID・PW**

(見本)
ID・パスワード方式に対応した
IDとパスワード↓

利用登録番号 (半角数字・14桁)	1111	1111	1111	1111
確認番号 (半角英数小文字)	a12345678			

Q3. スマホやパソコンを持っていないので、IDとパスワードを使ったe-Taxでの申告はできないですね？

A3. いいえ。ご家族がお持ちのスマホやパソコンからでも、IDとパスワードによるe-Taxでの申告をすることができます。